ポスター掲載文

「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されています。

この法律では、「部落差別のない社会を実現すること」を目的としています。

なくそう部落差別

私たちみんなの力で差別のない明るい社会を築きましょう。

その身元調査は必要ですか？

部落差別につながるおそれのある調査の依頼はやめましょう。

人権に関する問題でお悩みの方はご相談ください。

10月は「大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例」啓発推進月間です。

大阪府　同和問題と人権　検索